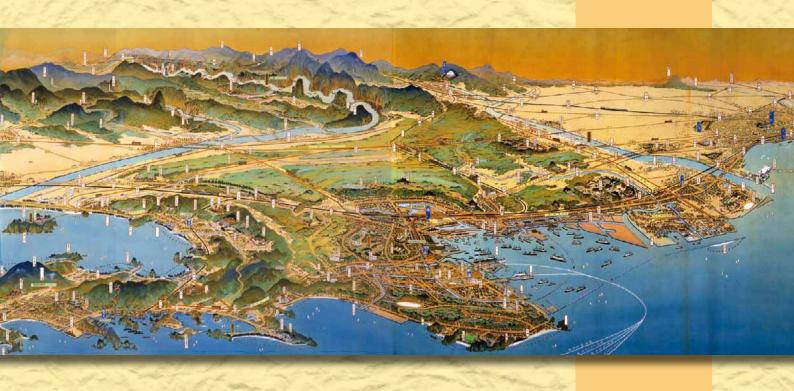


神奈川の景観づくり





10

多彩で多様な神奈川の景観



神奈川は、緑織り成す箱根や丹沢の山並み、多摩川、相模川、酒匂川などの河川、 相模湖、津久井湖、丹沢湖などの湖、相模湾や東京湾などの海岸線、台地・丘陵部の 田園や里山などの豊かな自然が、美しい景観の基盤をつくっています。

都市の奥深さや趣きを感じさせる歴史

神奈川には、武家政権誕生の古都鎌倉、戦国時代に関東一円の拠点となった城下町 小田原、県土を貫く東海道などの街道沿いの宿場町など、現在でも歴史的なたたずま



- ●私たちの暮らす神奈川には、山から海までの多彩な自然の上に、多様な歴史や文化が積み重なり、各地に良好な景観が形成され、私たちの地域への誇りと愛着を育み、暮らしに潤いを与え、訪れる人々にも恩恵をもたらしてきました。
- ●しかし、社会経済情勢の変化や都市化の進行によって、こうした地域の特色ある景観が失われてきたことも事実です。
- ●これからの成熟社会に向け、自然を守り、歴史や文化を継承し、地域の個性を活かした多彩で多様な景観づくりにより、豊かで暮らしやすい神奈川を創り出していくことが求められています。



人々の営みの基盤となってきた住環境

人口 880 万人を擁する神奈川には、自然と共生している里地里山の集落、別荘地・保養地から発展してきた湘南地域の良好な住宅地、鉄道の発達に伴い開発された住宅地、都心の集合住宅地など、個性豊かな住環境が各地に形成されています。

活発な産業活動に支えられている都市

神奈川では、丹沢・箱根の山岳部の林業、丘陵・台地・平野部の農業、海辺の漁業などの生業が営まれているとともに、京浜臨海部や県央部には製造業が多く集積しています。また、横浜や川崎の大都市をはじめとして、県内各都市の中心市街地には多くの人が集まり、賑わいを見せています。これらの多彩な産業活動が、各地域の景観を特徴づけています。



自然景観と歴史景観

SAS AS

9

景

観

特

性

1

多彩な地形が織り成す自然景観



- ・神奈川は、丹沢・箱根の「山地」、丹沢山麓・大磯丘陵・相模原台地・多摩三浦丘陵などからなる「丘陵・台地」、多摩川・相模川・酒匂川の周辺に広がる「河川沿い平野」、東京湾・相模湾からなる「海岸」の4つの地形類型を備え、多彩な自然景観が育まれています。
- ・山地の大自然や都市に残る自然を保全するとともに、失われた自然の再生が求められています。

山地

広大な森林や、 県民の水源とも なっている湖、渓 流などの山水景観 が特徴です。

箱根や丹沢山系 などは、温泉や登 山などのレクリエー ションの拠点となっ ています。



丘陵・台地

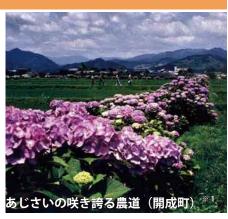
秦野盆地、相模 原台地、では 里山が多く、自な 里山が多く、自の ま生すが がさるとができま を見ることができます。



河川沿い平野

相模川、酒匂川 の河川沿いには、 豊かな実りを育む 平野が広がってい ます。

多摩川沿いの平 野は宅地化が進ん でいますが、周辺 には、貴重な河岸 段丘の緑が残され ています。



海岸

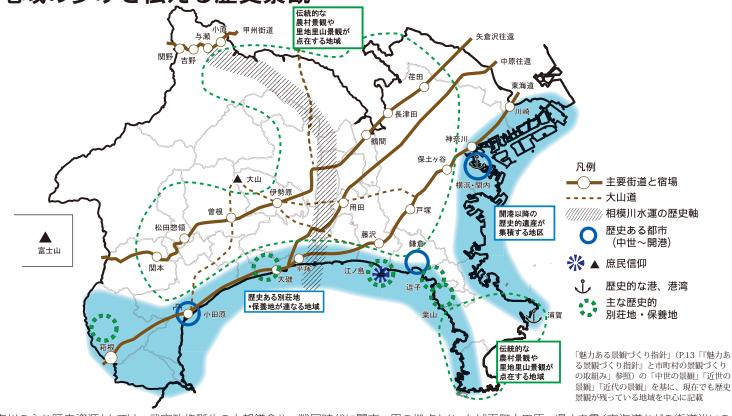
東京湾沿岸は人 工海岸に占められて いますが、親水化 などの環境改善が 進みつつあります。

相模湾沿岸は、湘南の砂浜や、三浦半島・真鶴半島の 入江の連なりなどの自然海岸が残されています。



- ●神奈川には貴重な生態系を育んでいる自然豊かな山地や河川から、都市に潤いを与えている、手入れの 行き届いた緑やせせらぎまで、多彩な自然環境があります。
- ■武家政権誕生の古都鎌倉、中世・近世の城下町小田原、開港のまち横浜などの日本を代表する歴史的な 都市や、近世の街道沿いの宿場町、農村集落などの身近な歴史を伝える街並みなど、様々な歴史景観 が存在します。

地域の歩みを伝える歴史景観



- ・神奈川の主な歴史資源としては、武家政権誕生の古都鎌倉や、戦国時代に関東一円の拠点となった城下町小田原、県土を貫く東海道などの街道沿いの 宿場町、近代化の先駆けとなった東京湾沿岸地域、別荘地・保養地として発展した相模湾沿岸地域があげられます。さらに、丘陵・台地に点在する伝統 的な農村景観や里地里山景観、相模湾沿岸の漁港の風景など、人々の営みが紡ぎ出してきた身近な景観も、重要な歴史景観のひとつです。
- ・これらの歴史景観を保全・修復し、特色ある地域づくりを行っていくことで、神奈川の歴史と文化を後世に伝えていくことが大切です。



近世の街道沿いの宿場町



近代化を物語る歴史資産

湘南の歴史的な別荘地・保養地

人々の営みが紡ぎ出す歴史

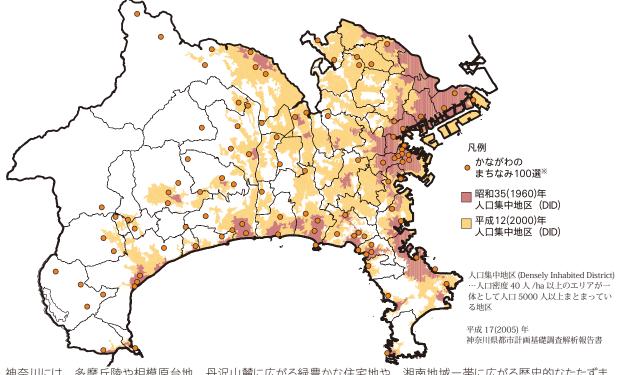






都市景観

落ち着きと潤いのある住景観・生活景観



- ・神奈川には、多摩丘陵や相模原台地、丹沢山麓に広がる緑豊かな住宅地や、湘南地域一帯に広がる歴史的なたたずま いを残す住宅地、計画的に開発された住宅地など、個性と魅力にあふれる居住環境が広範囲に広がっています。
- ・多くの地区で、住民が主体となり、街並みのルールづくりや環境の維持管理活動などに取り組んでいますが、鉄道駅周辺 や幹線道路沿いを中心に、無秩序な開発が進行しているエリアもあり、自然や歴史、人々の営みといった地域の特性を 活かしながら、住景観や生活景観を落ち着きと潤いのあるものとしていく取組みが一層求められています。

旧鶴間宿の趣きを感じさせる街並み

計画的に創出された住宅地



緑豊かな里地里山の集落景観

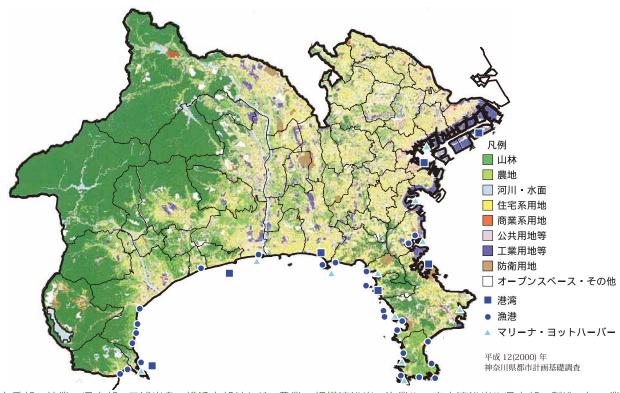


地域住民による景観づくり活動



- ●人口 880 万人を擁する神奈川は、様々なタイプの住宅地、駅を核とする商業・業務の集積した中心市街地、横浜、川崎などの国際色豊かな都心、日本の発展の原動力である工場地帯など、多彩な都市景観が形成されています。
- ●神奈川には、自然の恵みを活かした農林漁業、製造・加工業、商業など様々な産業が立地しており、その産業 景観が豊かな地域性と活力を生み出しています。

豊かな地域性と活力のある産業景観



- ・丹沢・箱根の山岳部の林業、県央部・三浦半島・横浜市郊外などの農業、相模湾沿岸の漁業や、東京湾沿岸や県央部の製造・加工業、横浜、川崎をはじめとした都市における商業など、様々な産業景観を見ることができます。
- ・地域の産業を守り育て、地域の活力を生み出していくとともに、自然と産業活動の共生を図りながら、地域ならではの調和の取れた美しい都市景観を創出していくことが求められています。





製造・加工業



商業















景観域と景観軸

~「神奈川景観づくり基本方針」より~

やまなみ・酒匂川景観域

- ●丹沢・箱根などの山岳地域には、「や まなみ五湖※」があり、相模川、酒匂 川水系の源流域となっています。
- ●温泉や登山などの観光地として親しま れています。
- ※やまなみ五湖:相模湖、津久井湖、奥相模湖、 丹沢湖、宮ヶ瀬湖

《景観づくりの基本方向》

- ▶山のみどりの保全
- ▶地域資源を活かした観光拠点の 景観形成





丹沢山麓景観域

- ●古くからの農業地帯で、現在でも県内 有数の農業生産地です。
- ●一方、首都圏の拡大に伴い、市街地 の整備も進んでいます。

《景観づくりの基本方向》

- ▶里地里山の保全
- ▶土地利用の整序による景観形成





相模原台地・相模川景観域

- ●相模川を中心とした平野と、丘 《景観づくりの基本方向》 陵・台地や河岸段丘からなる地 域で、水と緑の豊かな景観が残っ ています。
- ●一方で、鉄道駅や幹線道路周辺 の宅地化も進んできています。

やまなみ・酒匂川景観域

酒

▶水とみどりが調和した景観 の保全

相模原台地

相模川景観域

なぎき軸

住宅地の景観形成

丹沢山麓景観域

湘南景観域



多摩丘陵景観域

東京湾岸景観域

三浦半島景観域



●「神奈川県景観条例」(P.9「県の取組み」参照) に基づいて策定された「神奈川景観づくり基本方針」 では、地勢や地域の景観特性、「かながわ都市マスタープラン」などの上位計画・関連計画を踏まえ、

●景観域と景観軸ごとの基本方向は、市町村の景観形成の目標を設定する際や、県による広域景観づく

多摩丘陵景観域

景観域と景観軸により、景観のグランドデザインを設定しています。

りの際の、景観づくりの基本となるものです。

- ●東京多摩地域からつながる丘陵部で、大 規模な緑地が多く残されています。
- ●宅地開発が進んでいますが、戦前の住宅 地や、計画的に開発された住宅地や団地 などは、落ち着いた街並みを見せています。

《景観づくりの基本方向》

- ▶大規模緑地などの保全
- ▶既成市街地の特性を活かした景観形成





三浦半島景観域

- ●中世に歴史の舞台となった半島には、古 都鎌倉をはじめ各地に多くの歴史的文化 資産が残されています。
- ●多摩丘陵から連なる丘陵部には多くの農 地や緑地が存在しています。
- ●三浦半島の南部および西部のリアス式 海岸には、多くの漁港やマリンリゾート施 設が存在します。

《景観づくりの基本方向》

- ▶歴史的風土や大規模緑地などの保全
- ▶丘陵部の農地や入江に面したまちなみ の景観形成



東京湾岸景観域

- 川崎、横浜、横須賀の高密な都心市街 地や工業・港湾施設が連担しています。
- ●明治以降の近代化に伴う歴史遺産や産 業遺産が多く集積しており、臨海部の新 しい魅力となっています。

《景観づくりの基本方向》

- ▶魅力的な水辺景観の創造
- ▶歴史を活かした都市空間の創出や 中心市街地の景観形成





景観軸

- ●県土を縦断している多摩川と相模川、酒 匂川の三つの大河川を、「多摩川軸」「相 模川軸」「酒匂川軸」に設定しています。
- ●港湾施設や工場などの人口海岸の連なる 東京湾沿岸を「みなと軸」、自然海岸の 連なる相模湾沿岸を「なぎさ軸」に設定 しています。
- 東京多摩地域から三浦半島まで連なる緑 豊かな多摩三浦丘陵を「多摩三浦丘陵 軸」に設定しています。

《景観づくりの基本方向》

- ▶豊かな自然環境と都市機能の調和
- ▶周辺地域のまちづくりとの連携



湘南景観域

- ●相模湾の砂浜海岸と、その 背後の斜面緑地が特徴です。
- 江戸時代の東海道にはじま り、現在も多くの鉄道や道路 が地域を貫いています。
- 明治中期より、別荘地・保 養地として発展し、現在でも砂浜海岸と背谷 歴史的なたたずまいが残る 閑静な住宅地が多く存在しま
- ●湘南海岸はマリンスポーツリ ゾートとしても有名です。

《景観づくりの基本方向》

- ▶良好な風致景観の保全 ▶拠点都市の景観形成
- の舞台となった旧吉田邸





県の取組み









9 吾妻山公園(二宮町











「神奈川県景観条例」及び 「神奈川景観づくり基本方針」に基づく取組み

- ・神奈川県では平成 18 (2006) 年 12 月に「神奈川県景観条例」を施行し、平成 19(2007) 年 8 月には、条例 第7条に基く「神奈川景観づくり基本方針」を策定しました。(P.15「神奈川県景観条例」、P.16「神奈川景観 づくり基本方針」参照)
- ・「神奈川県景観条例」では、景観づくりの基本理念、景観づくりに関わる県・県民・事業者の責務、県の景観 づくり施策の基本事項などを定めています。
- ・「神奈川景観づくり基本方針」では、景観づくりに関わる各主体(県・県民・事業者・市町村)の役割を定め、 県が県民・事業者のみなさんや市町村の景観づくりを支援していくための施策の方針や、広域的な景観づくりの 方向性を示しています。

<各主体の役割>

普及啓発

支援・誘導

県民・事業者のみなさん

- ・景観づくりに関する理解を深め、景観づくりの主体と して積極的に役割を果たすように努めます。
- ・事業活動を行うときには、自ら景観づくりに努めます。 県や市町村の景観づくり施策の実施に協力します

普及啓発

・支援・誘導

参加・協力

参加・協力

・景観づくりに関する総合的、計画的かつ 広域的な施策を策定し、実施します。

協力・支援要請

市町村

各市町村域内の景観づくりの施策を策定 実施します。

支援・広域的調整

• 情報提供

<県の主な取組み>

- 「神奈川景観づくり基本方針」の策定
- ・景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図っていくために、「神奈川景観づくり基本方針」 を定めました。

●推進体制の整備

- ・県民・事業者のみなさんや市町村と連携・協働して、景観づくりを進めるための体制を整備します。
- ■景観づくりへの支援など
- ・市町村の役割の重要性を考え、必要な支援を行い、または、広域的な見地からの調整に努めます。
- ・県民のみなさんの活動の参加を促進するため、情報提供などに努めます。
- ・景観づくりに特に功績があったものの表彰に努めます。

●景観づくりに配慮した公共事業の実施

・「神奈川景観づくり基本方針」に基づき、景観づくりに配慮した公共事業を実施します。



インターネットによる 情報発信



市町村と連携した 公共施設の景観づくり

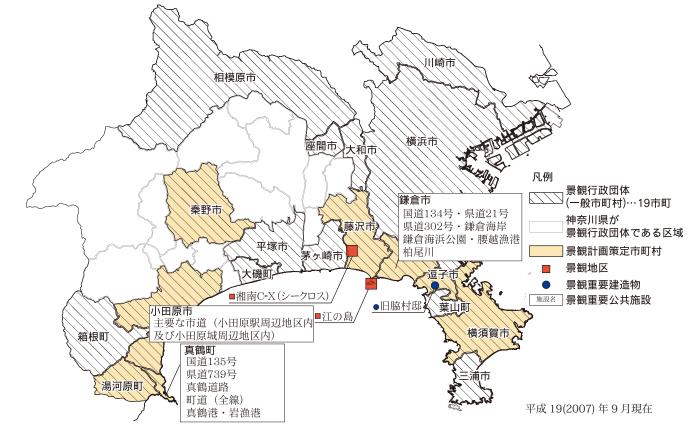


県や市町村の職員を対象 とした研修会

市町村の取組み

景観法を活用した市町村の景観づくり

- ・平成 16(2004) 年にわが国ではじめての景観に関する法律である「景観法」が施行されました。(P.12 「景観法とは」参照)
- ・神奈川県内では、平成 19(2007) 年 9 月現在、神奈川県以外に 19 の市町が「景観行政団体」となり、景観法に基づいた景観づくりが進められています。「景観行政団体」となった市町村は、景観法に基づき、景観計画の策定や景観地区、景観重要公共施設景観重要建造物の指定などを行うことができます。





景観地区/江の島地区(藤沢市)



景観地区 / 湘南 C-X(シークロス) (藤沢市) ※ 完成イメージ



景観重要公共施設 / 県道 21号 若宮大路(鎌倉市)



景観重要建造物/旧脇村邸(逗子市)

景観行政団体一覧

	É	治体	名	景観行政団体となった日	景観計画 施行日
1	神	奈 川	県	H16. 12. 17	_
2	横	浜	市	H16. 12. 17	
3	Ш	崎	市	H16.12.17	
4	横	須賀	市	H16.12.17	H18.7.1
5	相	模 原	市	H16.12.17	
6	真	鶴	町	H17. 1.16	H18.6.1
7	平	塚	市	H17. 1.24	
8	小	田原	市	H17. 2. 1	H18. 2. 1
9	大	磯	町	H17. 2. 8	
10	秦	野	市	H17. 4. 1	H18. 4. 1
11	鎌	倉	市	H17. 5. 1	H19. 1. 1
12	葉	Щ	町	H17. 7. 1	
13	湯	河 原	町	H17. 9. 1	H19. 4. 1
14	逗	子	市	H17.11. 1	H18. 7. 1
15	藤	沢	市	H18. 4. 1	H19. 4. 1
16	茅	ヶ崎	市	H18. 4. 1	
17	座	間	市	H18. 4. 1	
18	箱	根	町	H18. 4. 1	
19	大	和	市	H18. 4. 1	
20	\equiv	浦	市	H19. 9. 1	

※神奈川県は以上の市町の区域を除いた区域 で景観行政団体

※景観行政団体となった順で掲載

景 観 11 (相模原市)

県民のみなさんの取組み

【歴史】古民家の保全・活用

あしがり郷瀬戸屋敷 (開成町)



- ・あしがり郷瀬戸屋敷は、町に寄贈を受けた古民 家を改修し、見学施設や貸し施設として運営さ れています。
- ・地域の方を中心とした組織の「瀬戸屋敷倶楽部」 では、昔から伝わる年中行事にちなんだイベント の企画・運営を行っています。施設の維持管理 にも地域のボランティアが関わっています。

【自然環境】相模川での環境学習支援活動 馬入水辺の楽校 (平塚市)



- ・平塚市馬入の相模川河川敷を活動拠点として、 平成 13(2001) 年に「馬入水辺の楽校の会」が 設立されました。
- ・水辺の楽校プロジェクトとは、子供たちの水辺の 遊びを支えるために、地域連携体制を構築し、 自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的とし たプロジェクトです。

【街並み】緑豊かな街並みづくり

金子地区の生け垣の街並みづくり(大井町)



- ・大井町の金子地区では、地域の住民の皆さんに より、高さおよそ2mの生け垣が連続的に設けら れて、田園の風情を漂わせています。
- ・「かながわのまちなみ 100 選」にも選ばれています。

【歴史】 邸園を活かしたイベントの広域ネットワーク 湘南邸園文化祭(相模湾沿岸の6市町)



- 「邸園文化祭」は、湘南の各地で行われてきた 邸園 (邸宅+庭園) の利活用の取組みが、湘 南地域全体としての相乗効果を生み出せるよう に、同時期に、広域的に実施しているものです。
- ・湘南邸園文化祭連絡協議会は、各地の NPO な どが協働して設立したもので、企画調整や、企 画の実施を通じ、その効果や邸園利活用上の課 題の検証などを行っています。

【自然環境】里地里山の保全・活用

「小松・城北」里山をまもる会(相模原市:旧城山町)



- ・地元の暮らしを重視し、地元の雑木林、水田、 畑、小川を活用保全する活動を行っています。
- ・県や市との協働で、ワークショップにより活 動計画を策定し、古道や神社の参道の整備、 しばらく使われていなかった谷津田の復元な どを実施しています。

【街並み】街並みのルールづくりとその運用

披露山庭園住宅(逗子市)



- ・逗子の高台にある一戸建ての住宅街です。
- ・住民の皆さんで建築協定を結んで住環境の保全 に努めています。
- ・「かながわのまちなみ 100選」にも選ばれています。

- ■県内の各地では、県民のみなさんと県や市町村との協働により、景観づくりや地域の環境を活かした。 イベントなどの取組みが、数多く行われています。
- ■景観法では、地域の景観づくりの取組みを支援し、景観ルールや景観づくりに関わる団体や協議会を 公的に位置づける仕組みも定められています。

【地域活動】道路の美化活動

きれいな道づくり活動 (県管理道路)



青掃活動の様子

- ・ 県では、 平成 13(2001) 年から、 毎日の生活に欠くこと のできない道路の大切さを知っていただくために、県管 理道路を一緒に清掃活動をしていただけるボランティア を募集し、夏と秋に清掃活動を行っています。
- ・平成 18(2006)年は、夏には箱根・湯河原地区の3コース、 秋には県内の10コースの清掃活動を行い、多くの方が 参加しました。

【地域活動】地域の魅力資源の発掘と情報発信

「わが町 かながわ 50 選」魅力アップ隊 (横浜市)



- ・横浜市神奈川区内の魅力ポイントを集めた「わが町 か ながわ 50 選」を活かして地域の魅力づくりを行ってい くために、区の呼びかけで集まったメンバーにより、「魅 カアップ隊」が結成されました。
- ・魅力アップ隊の隊員は、区内各地の魅力を自主的に取 材し、「かわらばん」というニュースの発行を通じ、地域 の更なる魅力づくりを進めようとしています。

景観法とは

景観法とは、「景観」そのものの整備・保全を目的とするわ が国で初めての総合的な法律で、平成16年に施行されました。 都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美 しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造 及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に 関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、景観重要公共施設 住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設 の特例、支援の仕組みなどを定めています。

神奈川県内では、多くの市町村で、これまでの景観づくりの 取組みに加えて、景観法を活用した景観づくりが始まっていま す。(P.10「市町村の取組み」参照)

景観法に基づく 地域の景観づくりの支援の仕組み

景観法には、面的に景観ルールを

定める「景観計画」や「景観地区」、 景観上重要な建造物や樹木の維持・ 保全・継承のための「景観重要建 造物・樹木」、景観上重要な公共 施設の整備や占用等の許可の基準 を定めることのできる「景観重要公 共施設」などの仕組みがあります。 「景観計画」、「景観地区」や「景 観重要建造物・樹木」は地権者や まちづくりNPOから景観行政団体(景 観法に基づく景観行政を行う自治 体)に、策定などを提案することが

また、「景観協定」、「景観整備機 構」、「景観協議会」など、地域で の取組みを公的に位置づける仕組み も設けられています。

都市計画区域外 **昌制重要樹木** 市街化調整区域 市街化区域

景観計画区域 (都市計画区域外でも指定可能。) ○建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導

景観法の対象地域のイメージ

- 〇建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更
- ○「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 〇農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協定

住民合意によるきめ 細やかな景観に関す



景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物・工作物 樹木を指定して積極的に保全



(都市計画)

景観重要建造物

○都市計画の手法を活用して、より積極的に良好 な景観の形成を図る地区について指定 〇建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地 面積などについての初めての総合規制 〇廃棄物の堆積や土地の形質変更などについて の行為規制も条例に定めることにより可能





規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

景観協議会

行政、住民、公共施設管理 者などが協議を行い、景観



下面

支援

景観整備機構

NPO法人や公益法人を 景観行政団体の長が指定

景観重要建造物・樹木の 管理、耕作放棄地等の利 用権の取得等を行う



国土交通省作成資料より

JII

戦前の景観行政から景観法による景観づくりまで

昭和 14(1939) 年~

景観行政の始まり

神奈川の景観行政は、昭和 14(1939) 年に、国と4府県(東京府、埼玉県、千葉県、神奈川県)の共同により策定された「東京緑地計画」にその起源をみることができます。本計画では神奈川を含む東京 50km 圏 に景園地、環状緑地帯、大公園などが幅広い概念で位置づけられました。これらは、神奈川の景観緑行政の礎となり、海岸や山地などの多彩な自然景観の保全や緑豊かな住宅地の形成など、現在に継承されています。

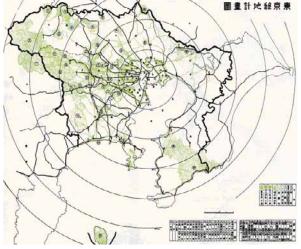
昭和 10 年代に始まった景観行政は、以降、昭和 30 年代の鎌倉の市民活動を契機とした 古都における歴史的風土の保全や、昭和 40 年代以降の横浜市の都市デザインに発展し、 各地で地域独自の施策が展開されてきまし た。 昭和 62(1987) 年~

「魅力ある景観づくり指針」と 市町村の景観づくりの取組み

神奈川県では昭和 62(1987)年に「魅力ある 景観づくり指針」を策定し、「景観づくり」の概 念を、単なる形や美しさを追求することではなく、 地域固有の自然や歴史、生活のあり様を尊重 したまちづくりととらえ、市町村を主体とした施 策を進めてきました。

一方、神奈川において市町村の主体的な取組が進んだ要因を顧みると、地域景観に対する住民の関心の高さに加え、首都圏に位置するその利便性から開発に対しても、計画的に誘導を図ってきた結果といえます。





東京緑地計画協議会 案 昭和 14(1939) 年

市町村の主な取組

昭和 62	・大磯町景観形成計画
(1987)	・大磯町旧東海道化粧坂松並木周辺地区整備
	基本計画
昭和 63	・歴史を生かしたまちづくり要綱(横浜市)
(1988)	
平成元	・藤沢市都市景観条例
(1989)	・藤沢市都市景観基本計画
平成 2	・津久井町住環境整備条例
(1990)	・横須賀市都市景観整備基本計画
	・鎌倉市洋風建築物の保全のための要綱
	・小田原市都市景観ガイドライン
	・小田原城跡周辺地区景観ガイドライン
平成3	・平塚市都市景観形成ガイドライン
(1991)	
平成 5	・小田原市都市景観条例
(1993)	・真鶴町まちづくり条例
	・湘南ひらつか都市景観づくり要綱
平成 6	・川崎市都市景観条例
(1994)	
平成8	・鎌倉市都市景観条例
(1996)	・湯河原町豊かな景観をはぐくむ基本条例
平成 12	・相模湖町街なみ景観形成要綱
(2000)	

神奈川県内の景観づくりあゆみ

Τ	仲宗川宗内の京観フトリの字の																								
明治	元	9	12	18	29	大	12	昭和	3	4	5	6	11	14	24	25	29	31	34	35	40	41	42	45	46
活	(1868)	(1876)	(1879)	(1885)	(1896)	Î	(1923)	和	(1928)	(1929)	(1930)	(1931)	(1936)	(1939)	(1949)	(1950)	(1954)	(1956)	(1959)	(1960)	(1965)	(1966)	(1967)	(1970)	(1971)
	神奈川県設置	横浜公園が整備される	大通が整備される日本で初めての西洋式街路である日本	大磯に日本初の海水浴場が開設される	港の誕生) 横浜港の築港第1期工事が完成(近代		関東大震災		の再建)	年に計画課と改称) 県土木部に都市計画課設置(昭和20	(日本最初の臨海公園) 震災の瓦礫を埋め立て山下公園開園	3地区) 3地区) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	は昭和30年に編入) 富士箱根国立公園の指定(伊豆半島	東京緑地計画策定	神奈川県屋外広告物条例制定	築物条例制定,神奈川県特殊建県特定行政庁開設、神奈川県特殊建	湘南海岸公園の本格整備着手	現在まで続く。)第1回神奈川建築コンクール(以降、	県立自然公園の指定)制定神奈川県立自然公園条例(翌年から	県特殊建築物条例廃止神奈川県建築基準条例制定、神奈川	丹沢大山国定公園の指定	歴史的風土保存区域指定 (国指定)	定) 定的風土特別保存地区指定(県指定 近郊緑地特別保全地区指定(県指定) 近郊緑地保全区域指定(国指定)	神奈川県風致地区条例制定	制定良好な環境の確保に関する基本条例

- ●神奈川の景観行政は、昭和 14(1939)年の「東京緑地計画」を起源とし、昭和 62(1987)年策定の「魅力ある景観づくり指針」と、その後の市町村の景観条例策定などの取組みを経て、平成 16(2004)年以降は、「景観法」を活用した市町村の景観づくりへと発展しています。
- ●また、公共施設や、その周辺の公共空間における景観整備も進められています。

平成 16(2004) 年~

「景観法」を活用した景観づくり

平成 15(2003) 年に国土交通省が公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成が国政上の重要課題として位置づけられ、平成 16(2004)年に景観法が制定されました。

景観法は、これまで地方公共団体が自主的に取り組んできた景観行政に法的根拠を与えるとともに、地方分権の考え方に基づく柔軟な制度設計となっていることから、地方公共団体それぞれの状況に応じた活用が可能となっています。

景観法の制定にあわせ、関連法令の改正も行われ、地域主体の景観づくりに向けた環境が整ってきました。このような状況の中、県内の多くの市町村では景観法を活用した景観づくりの取組みが始まっています。

県においても、相模湾沿岸の邸園や景観、三浦半島のみどりなど、地域の特性を生かした構想(さがみ湾文化ネットワーク構想、三浦半島公園圏構想)を策定し、県民との協働・連携により、地域資源の保全・活用に向けた地域づくりを進めています。

相模湾沿岸地域の邸園住宅地の分布





まち歩きの様子 (大磯町・鴨立庵)

公共施設・公共空間の景観整備事例

【事例①】湘南なぎさプラン / 昭和 60(1985) 年

相模湾沿岸では、都市化に伴う緑の減少、モータリゼーションの発達に伴う国道 134 号の交通渋滞、砂浜の減少といった課題を抱えています。「湘南なぎさプラン」は、自然環境の保全・育成を図りながら、より良い環境を創造し、海岸文化を高めるために、昭和 60(1985) 年、県・市町が共同で策定したものです。



対象地域内全域の 事業として、国道 134号の4車線化 と、海岸緑地の保 全整備が行われて います。 (茅ヶ崎市)

【事例②】さがみさかわ9橋景観等検討委員会

/ 平成 2(1990) 年

神奈川を代表する河川である相模川と酒匂川の周辺は、 急激な交通量の増大に伴い、慢性的な交通渋滞を引き起こ していました。その早期解消のため、橋りょうの新設・架け 替え事業が実施されました。

対象となる相模川 8 橋と酒匂川の 1 橋のデザインの検討にあたっては、「さがみさかわ9橋景観等検討委員会」が設置されました。各橋は、周辺の環境や歴史的・文化的要素から、橋りょうの整備基本方針やテーマ、デザインなどが定められ、それぞれの橋の個性を持ちつつ周辺と調和した、橋りょう群としての景観を形成しています。



旧小倉橋 (写真下段) のデザインを踏襲し、 新たな小倉橋 (写真上 段) がデザインされて

(相模原市: 旧城山町)

49	51	53	54	55	56	58	59	60	61	62	63	平成	元	2	3	4	5	8	9	11	15	16	18	19
(1974)	(1976)	(1978)	(1979)	(1980)	(1981)	(1982)	(1983)	(1985)	(1986)	(1987)	(1988)		(1989)	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)	(1996)	(1997)	(1999)	(2003)	(2004)	(2006)	(2007)
然環境保全地域の指定への指定の場合が環境保全条例による自	(川崎市指	新神奈川計画策定	かながわ景勝50選	神奈川県環境影響評価条例制定	神奈川県緑化基本計画策定	緑のマスタープラン策定	みどりのまち・かながわ計画策定	湘南なぎさプラン策定湘南国際村基本構想策定	かながわ都市マスタープラン策定市緑地の保全かながわトラストみどり基金による都	相模川八景決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指定(県指定) 都市緑地保全法による緑地保全地区かながわのまちなみ 100 選やまなみ5湖ネットワーク構想策定		かながわの建築物 100 選 大景域レベルの個別指針の策定 (~平	さがみさかわ9橋景観等検討委員会	改訂実施計画の策定かながわ景観形成推進懇話会の設置	土木デザイン推進事業の創設かながわの橋 100 選	かながわ景観づくりガイドブック	神奈川県広域緑地計画策定神奈川県環境基本条例施行	かながわ交通計画策定かながわ新終合計画21策定	丹沢大山保全計画策定三つの「緑の強化域」整備計画策定	計画策定かながわ都市マスタープラン・地域別	本計画策定相模灘沿岸・東京湾沿岸海岸保全基神奈川力構想・プロジェクト51策定景観法制定	神奈川みどり計画策定三浦半島公園圏構想策定さがみ湾文化ネットワーク構想策定神奈川県景観条例施行	神奈川景観づくり基本方針策定

私たちが暮らす神奈川は、緑織り成す箱根や丹沢の山並み、多摩川、相模川や酒匂川などの河川や湖、相模湾や東京湾の海岸線、田園や里山などの豊かな自然の地形を有している。

歴史的にも、武家政権誕生の地であり、また、東海道が県土を横断していることから、古くから宿場町が形成され、現在でも歴史的なたたずまいが残されている。さらに、近代化の先駆けとなった東京湾沿岸地域や保養地として発展した相模湾沿岸地域などには、様々な様式の近代建築物が現存するなど、歴史的、文化的遺産も多く存在している。このような、自然的、歴史的、文化的な積み重ねによって、地域の良好な景観が形成され、私たちの暮らしに潤いをもたらし、地域に対する誇りと愛着を生み出すとともに、訪れる人々にもその恩恵をもたらしてきたところである。

しかしながら、これまでの経済社会情勢の変化、都市化の進行によって、こうした地域の特色ある景観が失われてきたことも事実である。

こうしたことから、これからの成熟社会に向け、歴史や文化を継承した景観づくりにより、地域ごとの多様な景観の価値を認識し、これらの特色ある景観を守り、育て、創造していくなど、空間の質を高めるための取組が求められている。 私たちは、将来の世代に良好な景観を引き継ぐことの大切さを深く認識し、景観づくりに対する自覚と認識を持って、自ら継続的に行動していかなければならない。

このような認識のもとに、参加と協働により、景観づくりに取り組み、心地よく潤いのある神奈川の風土を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、景観づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 将来の県民に継承できるように、地域の自然的、社会的、 経済的及び文化的諸条件に配慮しつつ、県土の良好な景観を形成する こと (県土の良好な景観を保全し、若しくは創造し、又は良好な景観に 修復することを含む。) をいう。
- (2) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する景観づくりに関する団体をいう。
- (3) 公共施設 景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第7条第4項に規定 する公共施設をいう。

(基本理念)

第3条 良好な景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担 うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及 び県民等により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければなら ない

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、景観づくりに関する総合的、計画的かつ広域的な施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、景観づくりに関する理解を深め、 積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観づくりに関 する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、景観づくりに自ら努めるとともに、県が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(基本方針の策定)

第7条 知事は、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るため、景観づくりに関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 前項の基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 景観づくりに関する目標
- (2) 景観づくりに関する施策の基本となる事項
- (3) 広域的な景観づくりに関する事項
- (4) 県の公共施設及びその周辺の空間における景観づくりに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観づくりに関する施策を総合的、計画的かつ広域的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、社会経済情勢の変化及び景観づくりを取り巻く環境の変化に 迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に基本方針を検証し、必要に応 じ基本方針の変更を行わなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 県は、県民等及び市町村と連携し、及び協働して、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための効率的な体制を整備するものとする。

(市町村に対する支援等)

第9条 県は、景観づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う景観づくりに対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う景観づくりに関する施策の推進に関し、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第10条 県は、景観づくりに関する県民等の理解を深め、県民等による 景観づくりに関する活動への参加を促進するために、景観づくりに関する 情報の提供、普及啓発、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努め るものとする。

(表彰)

第11条 県は、景観づくりに特に功績があったものの表彰に努めるものとする。

(景観づくりに配慮した公共事業の実施)

第12条 県は、基本方針に基づき、景観づくりに配慮した公共施設の 建設その他の公共事業を実施するものとする。

附則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

第1 基本方針の位置付けと役割

1 基本方針の位置付け

神奈川景観づくり基本方針(以下「基本方針」という。)は、神奈川県景観条例(以下「条例」という。)第7条に基づき、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るために定めるものであり、関係する県の施策に関する構想及び計画並びに<u>景観法</u>1に基づく<u>景観行政団体</u>2である市町村の<u>景</u>観計画3(以下「市町村景観計画」という。)と連携する。

なお、この基本方針における用語の意義は、景観法、<u>屋外広告物法</u>4、<u>神</u>奈川県景観条例5及び神奈川県屋外広告物条例6の例による。

2 基本方針の役割

基本方針は、県民、事業者及びこれらの者の組織する景観づくりに関する団体(以下「県民等」という。)並びに市町村を支援することを基本姿勢とした県の施策を推進する方針であるとともに、市町村景観計画などに基づき市町村が推進する施策のガイドラインとしての役割を有する。ただし、市町村独自の取組みを妨げるものではない。

第2 景観づくりに関する目標

1 景観づくりの意義と視点

これまで、人口増加や経済成長に対応し、経済性、効率性及び機能性を重視した都市整備が進められてきた。しかし、成熟社会を迎え、画一的な都市景観のあり方が問われている中で、地域の特性が再認識され、人々の多様な価値観を満たす魅力ある空間の形成が求められている。

景観づくりに当たっては、県民等と行政が一体となり、地域の自然、歴史、人々の生活、経済活動などとの調和を図るとともに、豊かな生活を追及し、未来へ継承していくことが必要であることから、次に掲げる視点にたって推進することとする。

- 社会・経済の変化を視野に入れた景観づくり
- 多彩な個性を守り育てる景観づくり
- 市民の生活感覚に根ざす景観づくり
- 県民等と行政が一体となって取り組む景観づくり
- 次世代に継承する景観づくり

2 目指すべき目標

(1)市町村を主体とする景観づくり体制の構築

県は、景観づくりを推進する上で、市町村が果たす役割の重要性から、概ね5年以内に県内全ての市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定することなどにより、地域の特性を踏まえた景観行政を推進できるよう支援するとともに、広域自治体として連携体制を構築する。

(2)神奈川の景観特性と共有する目標

ア 神奈川の景観特性

神奈川の良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されてきた。そこで神奈川の景観特性を自然的特性と社会的特性に分けて以下に示す。

(ア) 自然的特性

- ○多くの渓谷や湖に恵まれ、周辺の豊かな樹林と一体となった丹沢から箱根 に連なる山並みの景観
- ○大磯丘陵、相模原台地、多摩丘陵など、中小河川や緑地が入り組んだ多様な地形をもつ丘陵や台地の景観
- ○相模川、酒匂川、鶴見川、多摩川などの河川沿いの平野に広がる田園の 景観
- ○変化に富んだ海岸線の三浦半島、白砂青松の湘南海岸、緑と一体となった 真鶴半島などの海岸の景観

(イ) 社会的特性

- ○古都鎌倉、城下町小田原、開港の地横浜、別荘地・保養地として親しまれてきた相模湾沿岸など、地域の文化を伝える歴史景観
- ○長い歴史の中で、人と自然との営みが創り出してきた農林水産業や地場産業の景観
- ○産業を支える京浜工業地帯、市街地の中の<u>商業業務地</u>⁷、高密度な市街地、 県土に広がる住宅地など、これまで形成されてきた都市の景観
- ○県土を貫く主要な鉄道や道路などの交通網を中心とした、沿線や沿道の景 観

イ 共有する目標

県民等と行政は、以下の目標を共有し、地域の合意形成を図りながら、景観づくりに取り組むよう努めるものとする。また、これらの目標は、市町村の景観形成目標の設定に当たって参照されることが望まれる。

(ア) 貴重で多様な自然景観の保全・修復

山地、<u>里地里山</u>⁸、水辺などの豊かな自然環境を保全・修復するとともに、都市機能⁹との調和が図られること。

(イ)後世へ伝える歴史景観の保全・創造・修復

歴史や文化を継承した景観が、保全・創造・修復され、次世代へ受け継がれること。

(ウ)調和のとれた美しい都市景観の実現

生活空間として調和のとれた潤いとやすらぎのある快適な美しい都市景観を実 ロオストレ

(エ)地域ごとの多様な景観の価値の認識と空間の質の向上

地域における多様な景観の価値を共有し、自然と都市との均衡に配慮するとともに空間の質を高めること。

第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項 1 対象となる景観の特定及び保全・創造・修 復の手法の適切な選択

県及び市町村は、神奈川の貴重で多様な自然景観、後世へ伝える歴史景観、 調和のとれた美しい都市景観など、それぞれの視点で景観づくりの目標を捉え、 保全・創造・修復の手法の適切な選択により、それぞれの役割に応じて具体 的施策の実施に努める。

(1)良好な景観の保全

景観の保全を図るべき要素が明確になっている場合にあっては、地域住民などと連携するとともに、次に掲げる適切な措置などを講じるよう努める。

ア 良好な景観が形成されている区域の保全

法令により建築、開発行為などが一定程度制限され、保全すべき区域と位置付けられている場所など、以下に例示するような、現に良好な自然景観、歴史景観及び都市景観が形成され、地域の景観上も重要な区域は、景観計画などにより保全を図る。

- ○市街地内に残された<u>斜面緑地</u>¹⁰ 及びまとまった緑地並びにその近隣において、特に良好な景観が形成されている区域
- ○歴史的建造物、文化財、遺跡など、歴史的街並みが保存され、良好な景観が形成されている区域
- ○市街化調整区域¹¹、非線引き用途無指定地域¹²などであって、良好な景 観が形成されている区域

イ 景観上重要な建造物や樹木などの指定

地域の良好な景観の形成に重要な建造物、樹木、樹林地などがある場合にあっては、その優れた外観を保全するための<u>景観重要建造物</u>¹³、又は、<u>景観重要樹木</u>¹⁴などの指定について取り組む。

(2)良好な景観の創造

新たな建築、開発行為などにより、地域の景観に一定の影響を与えるものについては、色彩、デザイン、材質などが既存の景観と調和するよう、県民等と連携するとともに、次に掲げる適切な措置などを講じるよう努める。

ア 景観計画、<u>地区計画 い、まちづくり協定 いなどに</u>よる規制・ 誘導

以下に例示するような区域は、景観計画、地区計画、<u>景観地区</u>¹⁷ や住民によるまちづくり協定など、地域のルールづくりにより、建築物などの規制・誘導を図る

- ○歴史的、文化的街並みや良好な住環境が残されている区域
- ○公共施設の整備と地域のまちづくりを一体的に実施すべき区域
- ○地区の個性を活かしたまちづくりを推進する区域
- ○住民に親しまれている個性的な景観を持つ区域

イ 屋外広告物 ® の規制・誘導

道路などの公共施設¹⁹に面する屋外広告物を周辺環境と調和したものとする必要がある地区について、地域のまちづくりと連携するとともに、<u>広告景観形成</u>地区 ²⁰ の指定などにより、屋外広告物の規制・誘導を図る。

(3)良好な景観に修復

悪化した景観を良好な景観に修復すべき地区について、その実態の調査把握に努め、国、県、市町村及び県民等など、関係者の間で協議・調整し、景観を阻害する要因や修復の方向について共通の認識を高め、次に掲げる適切な措置などを講じるよう努める。

老

資

料

ア 屋外広告物の規制

公共空間²¹の景観悪化が顕著な地域における屋外広告物の実態を調査・把握し、規制などを講じる。

イ 歴史的街並みの修復

景観の悪化により、歴史的街並みを修復する必要がある地区について、 地域住民などと連携して、その修復に向けた措置を講じる。

2 多様な主体との協働・連携による景観づくり

良好な景観は、その地域で暮らし、活動する人々の思いや地域にまつ わる記憶とともに、長い時間をかけながら形成されることから、県民等に加え、 国、県、市町村など、多様な主体の関わりが重要である。

県は、各主体が相互に理解を深めながら協働・連携する仕組みの構築 に努める。

(1)各主体の景観づくりにおける役割

ア 県の役割

県は、条例に定める<u>基本理念</u> 22 にのっとり、景観づくりに関する総合的、計画的かつ広域的な施策を策定し実施する。

イ 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、景観づくりに関する理解を深め、積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

ウ 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、景観づくりに自ら努めるとともに、県が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

エ 市町村の役割

市町村は、景観づくりを地域の課題として捉え、まちづくりに関する様々な制度を活用しながら地域の特性に応じた取組みを進めることが望まれる。

(2) 協働・連携の仕組みづくり

ア 多様な主体との意見交換や情報提供の場の設置

県は、県民、専門家、市町村、県などの多様な主体が協働・連携し、神奈川の景観づくりを推進するため、インターネットの活用を含めた、情報の提供や各主体相互の意見交換などを行う「かながわ景観会議(仮称)」を設置する。

イ 広域自治体としての連携・調整

県は、景観づくりに関する情報の収集に努めるとともに、国や隣接都県との景観づくりに関する調整を行う。

3 県民等への支援

県は、景観づくりを推進する上で、県民等が果たす役割の重要性から、 県民等が主体的に取り組む景観づくりに対し、必要な支援を行うよう努める。

(1)普及啓発

すでに景観づくりに取り組んでいる人々の活動の促進を図るとともに、これから景観づくりに取り組もうとしている人々への普及啓発を促し、景観づくりが県民運動として広く展開されるよう、シンポジウムの開催、PRパンフレットの配布などを行う。

(2)人材の育成

地域活動やまちづくりに携わる人材の発掘、育成などを通じて人づくりを 支援する。

(3)優れた取組への表彰

県民等の優れた活動実績や景観づくりのアイディアに対し表彰を行う。

4 市町村への支援

県は、景観づくりを推進する上で、市町村が果たす役割の重要性から、 市町村が行う景観づくりに対し、必要な支援を行うとともに、市町村の求め に応じ、広域的な見地からの調整を行うよう努める。

(1)広域的な課題に対する協議・調整の場の設置

景観づくりに関する広域的な課題の協議・調整を行うために、景観行政 団体で構成する会議などの充実に努めるとともに、景観行政団体が景観計画を策定し運用する場合は、市町村が組織する協議会などに参画し連携 に努める。

(2)情報提供及び意見交換の場の設置

地域ごとの意見交換会や研究会などにより情報提供を行うとともに、先 進的に景観計画を策定した市町の事例紹介の場を設け、全ての市町村が 景観行政団体となるよう支援する。

(3) 専門家によるまちづくりの支援

景観行政団体となっていない市町村や景観計画の策定を進めている市町村に対し、景観づくりに関する専門家派遣制度を充実する。また、人材の育成に向け、専門家や大学などとの協働・連携に努める。

(4)景観づくりに関する調査研究

景観づくりに関する様々な情報を整理し、調査研究を行い、市町村が景観行政を推進する上で活用できるよう情報提供に努める。

(5)地域に適した連携のあり方の検討

市町村が行う景観づくりに関する施策の推進に関し、市町村により権限の異なるまちづくりに関する許認可事務(建築確認²³、<u>開発許可²⁴、屋外広告物など</u>)に応じて、地域に適した連携や支援のあり方を検討する。

第4 広域的な景観づくりに関する事項

1 景観域及び景観軸の設定

地域の特性を踏まえた目標景観像を共有するため、景観域及び景観軸を以下のとおり設定する。

神奈川の地勢などを踏まえた地域区分を「景観域」として、また、県土の骨格となる連続性の高い緑や広域的な流域を持つ河川などで、周辺市町村にとっても景観上の影響が大きく、景観域を越えて景観づくりを進めていく必要があるものを「景観軸」として設定する。

- やまなみ・酒匂川景観域
- 丹沢山麓景観域
- 相模原台地·相模川景観域
- 湘南景観域
- 多摩丘陵景観域
- 三浦半島景観域
- 東京湾岸景観域
- 景観軸(みなと軸、なぎさ軸、多摩川軸、相模川軸、酒匂川軸、 多摩三浦丘陵軸)

2 景観域及び景観軸の基本方向

景観域及び景観軸の景観づくりに関する基本方向の骨子を以下のとおりとし、市町村の景観形成目標の設定に当たって参照され、広域的な景観づくりに資することを目的とする。

(1) やまなみ・酒匂川景観域

- 山のみどりの保全
- 地域資源を活かした観光拠点の景観形成

(2) 丹沢山麓景観域

- 里地里山の保全
- 土地利用の整序 ²⁵ による景観形成

(3) 相模原台地・相模川景観域

- 水とみどりが調和した景観の保全
- 住宅地の景観形成

(4)湘南景観域

- 良好な<u>風致景観</u>²⁶の保全
- 拠点都市の景観形成

(5)多摩丘陵景観域

- 大規模緑地などの保全
- 既成市街地 27 の特性を活かした景観形成

(6)三浦半島景観域

- 歴史的風土や大規模緑地などの保全
- 丘陵部の農地や入江に面したまちなみの景観形成

(7)東京湾岸景観域

- 魅力的な水辺景観の創造
- 歴史を活かした都市空間の創出や中心市街地の景観形成

(8)景観軸

- 豊かな自然環境と都市機能の調和
- 周辺地域のまちづくりとの連携

第5 県の公共施設及びその周辺の空間にお ける景観づくりに関する事項

1 公共施設の整備及び管理のあり方

公共施設は安全で快適な生活を確保するための基盤であり、周辺の景観に 与える影響も大きいことから、公共施設の整備及び管理に当たっては、次の事 項を踏まえ、地域の景観づくりとの調和に配慮するよう努める。

(1)景観的配慮の原則化

景観への配慮を、特別なグレードアップとして実施するのではなく、事業実 施の際のよるべき原則のひとつとする。

(2) 先導的役割

地域の骨格となる軸や拠点として、公共空間の質の向上を図り、周辺の景 観づくりの先導的役割を果たすものとする。

(3)地域の特性を重視

自然的特性に加え、その地域の成り立ちや風土など社会的特性を把握し、 地域の特性を活かした景観づくりを行う。

(4)長期有効活用

良質なものをつくり、長く使うという意識のもと、ストック²⁸の長期有効活用を 踏まえた整備及び管理を行う。

(5)時の経過を考慮

公共施設は長期間にわたり、その場所に存在し利用されていくことから、時 の経過を考慮し素材やデザインの工夫を行う。

2 市町村景観計画への対応

(1) 市町村景観計画との連携

地域主体の景観づくりに向け、広域的な景観づくりに影響を与える施設につ いては、その整備及び管理において市町村景観計画との連携に努める。

(2) 景観重要公共施設"などへの対応

市町村の景観計画において、県が管理する公共施設が景観重要公共施設 や景観重要建造物などに指定される場合には、施設本来の機能との整合を 図るとともに、施設管理の面や将来の利活用の視点を考慮しながら適切に対 広する。

■「神奈川景観づくり基本方針」用語解説

¹[**景観法**] 「景観」そのものの整備・保 全を目的とするわが国で初めての総合的な 法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の 形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及 び個性的で活力のある地域社会の実現を図 るため、景観に関する国民共通の基本理念 国、地方公共団体、事業者、 れぞれの責務を定めるとともに、行為規制や 公共施設の特例、支援の仕組み等を定めて 平成 16 年 12 月一部施行(平成 17 いる。 年6月全面施行)。

²[景観行政団体] 景観計画の策定や景観 計画に基づく行為の規制等、景観行政を担う主体であり、県、指定都市、中核市及び知事の同意を得た市町村。景観行政団体で ない市町村の区域は、県が景観行政団体と

(神奈川県内の景観行政団体:http://www. pref.kanagawa.jp/osirase/tosiseibi/machi/

keikan/02dantai.htm) ³[景観計画] 景観法に基づき、景観行政 団体が、良好な景観の形成を図るため、そ の区域、良好な景観の形成に関する基本的 な方針、行為の制限に関する事項等を定め る計画。景観行政団体の裁量で景観に関す る規制内容等を選択して定める

4[屋外広告物法]良好な景観を形成し、 若しくは風致を維持し、又は公衆に対する 危害を防止するために、屋外広告物の表示 及び屋外広告物を掲出する物件の設置並 びにこれらの維持並びに屋外広告業につい て、必要な規制の基準を定めることを目的と

5[神奈川県景観条例] 景観づくりの基本 理念、県、県民及び事業者の真務、京戦 づくりに関する施策の基本となる事項などを 定めた条例。

[神奈川県屋外広告物条例]屋外広告物 法に基づき、屋外広告物の表示等に関する 基準などを定めた条例。なお、横浜市・川

一部地域では、それぞれ独自に条例を制定 しており、基準内容も県条例とは異なる。 (神奈川の屋外広告物:http://www. pref.kanagawa.jp/osirase/tosiseibi/machi/ okugai-todoke/00-00okugai-top.htm)

7[商業業務地] 用途地域で概ね商業地域、 近隣商業地域に区分されているエリア

を「里地里山」人によって管理又は利用されている若しくはかつてされていた農地、水路、ため池、雑木林、竹林等の全部又は一部が、人が日常生活を営む場所に隣接 若しくは近接又は一体となって存在している

よのアルス形と」は機能、商業業務機能、工場などの生産機能、交通機能、公園などのレクリエーションは機能ない。 のレクリエーション機能など、都市において 人間が生活していくうえで必然的に生じる機

10[斜面緑地] 台地又は丘陵などの斜面の

緑地。 ¹¹[**市街化調整区域**]都市計画法に基づく 都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区 域。市街化区域は、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおお むね10年以内に優先的かつ計画的に市街

化を図るべき区域。 ¹²[非線引き用途無指定地域] 都市計画 区域内で市街化区域と市街化調整区域の区分をしておらず、更に、用途地域も指定し ていない地域。

13 [景観重要建造物] 地域の個性ある景観 づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るために、景観行政団体の長が景観法 に基づき指定する、地域の景観上重要な建 造物 (建築物及び工作物)。

基づき指定する、地域の景観上重要な樹木。 樹林地については、景観重要樹木としての

3 景観づくりに関する手引書などの整備

(1) 実務者向け手引書の作成

公共空間における景観づくりや景観法活用に関する、実務者向けの手引書 を整備するとともに、その適用や運用について継続的に検討する。

(2)屋外広告物の手引書の作成など

屋外広告物に関する実務者向けの手引書を整備するとともに、景観域や景 観軸の基本方向を踏まえるなど、地域特性に応じた公共空間における良好な 広告景観の形成に向けた取組みを進める。

第6 その他景観づくりに関する施策を総合的、計 画的かつ広域的に推進するために必要な事項

県の体制の整備

景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために、庁内の調整会議を充実 し、関係部局相互の連携強化を図る。

2 基本方針の見直し

社会経済情勢の変化及び景観づくりを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟 に対応するために、定期的に基本方針を検証し必要に応じ見直しを行う。

見直しに当たっては、広報広聴手段を活用するなど県民意識を把握するとと もに、国、市町村などとの調整を行う。

崎市・横須賀市・相模原市と小田原市内の 単体の指定を複数行うことのほか、都市計 画区域については、都市緑地法による緑地 保全地域や特別緑地保全地区、都市計画 法による風致地区 それ以外の区域につい ては森林法等の適用が考えられる。

15 [地区計画] 都市計画法に基づき 物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区 配置等からみて、 域の特性にふさわしい態様を備えた良好な 環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するために市町村が定める都市計画。

16 [まちづくり協定] 住民等同士や住民等と 行政との間で、任意のまちづくりのルー

[景観地区] 市町村が、都市計画区域 又は準都市計画区域内で、市街地の良好 な景観の形成を図るため、都市計画として 定める地区。景観地区内の建築物の計画 は、景観地区の形態意匠の制限に適合す る認定を得る必要があり、制限に違反した建 築物に対しては、市町村長が是正命令を出 - レができス

18 [屋外広告物] 「常時又は一定の期間継 続して屋外で公衆に表示されるものであっ て、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物 等に掲出され、又は表示されたもの並びに れらに類するもの」(屋外広告物法第2条) 19 [公共施設] 道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園など、公共の用に供 する施設。

[広告景観形成地区] 神奈川県屋外広 告物条例に基づき、広告物による個性的な 特色ある地域の景観の形成を図るために 地区指定し、当該地区の広告物に関する地 区基本方針を定めるもの。現在、大井町酒 匂縦貫道路沿道広告景観形成地区が指定 されている。

[公共空間] 公共施設を中心に民地を含 めた一体的な景観を構成する空間。 は、公共施設に隣接していない遠景となる

山やランドマークとなる建造物等も、公共空 間の構成要素のひとつとして捉えている。 ²²[基本理念] 神奈川県景観条例第3条

²³ [**建築確認**] 建築しようとしている建築物 が、建築基準法やその他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律に適合して いるかを、建築主事もしくは指定確認検査 機関により審査すること。確認済証の交付を 受けなければ、工事に着工してはならない。 24 [開発許可] 主として建築物の建築又は 特定工作物の建設の用に供する目的で行う 土地の区画形質の変更 (開発行為) 一定の水準を保たせるとと 可の対象にして、 もに、市街化調整区域内にあっては一定の ものを除き、開発行為及び建築物を建築す ること(建築行為)をも規制して、都市の健 全な発展と秩序ある整備を図ろうとするもの。 ²⁵[土地利用の整序]様々な土地利用用 自然環境や都市環境を悪化さ 途の混在は、 せるため、土地利用の用途を秩序だてて整

²⁶ [**風致景観**] 人の生活と関わりをもつ自 然状況が美しく、趣き・あじわいのある景観。 ²⁷[**既成市街地**] 首都圏整備法の整備計 画に定められた市街地で、横浜市、川崎市の一部区域が該当する。概ね、地方公共 団体や旧都市基盤整備公団などの公的団 体や鉄道会社などによるニュータウン開発が 活発に行われた時期までの市街地を指す。 28 【ストック】整備・供給されるなどして蓄積された資源。ここでは、道路・公園・建築物・護岸をはじめとした建築物・土木構 造物からなる公共施設を指す。

29[景観重要公共施設]道路、 市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等 に係わる公共施設(特定公共施設)のうち、 景観計画の中で、良好な景観の形成に重 要なものとして定められたもの。

暑観に関する相談窓口一覧

示画に内	京既に因りる作談心口見								
自治体名	所属	電話							
神奈川県	都市整備公園課	045-210-6209							
	横須賀土木事務所まちづくり推進課	046-853-8800(代)							
	平塚土木事務所まちづくり推進課	0463-22-2711(代)							
	藤沢土木事務所まちづくり・建築指導課	0466-26-2111(代)							
	小田原土木事務所まちづくり・建築指導課	0465-34-4141(代)							
	相模原土木事務所まちづくり・建築指導課	042-745-1111(代)							
	厚木土木事務所まちづくり推進課	046-223-1711(代)							
	松田土木事務所まちづくり・建築指導課	0465-83-0331(代)							
	津久井土木事務所河川砂防課	042-784-1111(代)							
横浜市	都市デザイン室	045-671-2023							
川崎市	景観・まちづくり支援課	044-200-3025							
横須賀市	景観推進課	046-822-8377							
平塚市	都市政策課	0463-21-8781							
鎌倉市	都市景観課	0467-23-3000(代)							
藤沢市	都市計画課	0466-50-3537							
小田原市	まちづくり景観課	0465-33-1587							
茅ヶ崎市	景観まちづくり課	0467-82-1111(代)							
逗子市	まちづくり課	046-873-1111(代)							
相模原市	街づくり支援課	042-769-9252							
三浦市	計画整備課	046-882-1111(代)							
秦野市	都市づくり課	0463-82-9643							

自治体名	所属	電話
厚木市	都市計画課	046-225-2401
大和市	都市整備課	046-260-5483
伊勢原市	都市総務課	0463-94-4711(代)
海老名市	都市整備課	046-235-9604
座間市	都市計画課	046-252-7376
南足柄市	都市計画課	0465-73-8007
綾瀬市	都市整備課	0467-70-5629
葉山町	都市計画課	046-876-1111(代)
寒川町	都市計画課	0467-74-1111(代)
大磯町	まちづくり課	0463-61-4100(代)
二宮町	都市整備課	0463-71-3311(代)
中井町	まち整備課	0465-81-3901
大井町	都市整備課	0465-85-5014
松田町	建設課	0465-84-1332
山北町	都市整備課	0465-75-3647
開成町	街づくり推進課	0465-84-0321
箱根町	都市整備課	0460-85-9566
真鶴町	まちづくり課	0465-68-1131(代)
湯河原町	都市計画課	0465-63-2111(代)
愛川町	都市施設課	046-285-6939
清川村	まちづくり課	046-288-3862

「神奈川県鳥瞰図」(※5 表紙)に関して

「神奈川県鳥瞰図」は鳥瞰図絵師として活躍した吉田初三郎が昭和7 (1932) 年に作成したものです。約70年間所在が分からなくなっていましたが、平成16 (2004) 年に、県庁内で発見されました。この絵は、当時の観光パンフレットに使用されていました。

写真等の提供・協力一覧

※ 1:かながわWEST 花と水の交流圏魅力発見フォトコンテスト ※ 2:村松克芳 (日本風景写真協会神奈川支部)

※3:財団法人神奈川県公園協会 ※4:厚木市・平塚市

※5:神奈川県立歴史博物館

